

昭和女子大学大学院学則

第1章 総則

第1条 本大学院は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の方法、結果の検証及び公表等に関する規程は、別に定める。

第3条 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。ただし博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は博士前期課程とし、後期3年の課程は博士後期課程とする。

2 博士前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力を養うものとする。

3 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又は、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 専門職学位課程を専門職大学院とし、専門職大学院に関する学則は別に定める。

第4条 博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は2年とし、その最長在学年限を4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする。

3 博士後期課程の標準修業年限は3年とし、その最長在学年限を6年とする。

4 長期にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という）の修業年限は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年とし、その最長在学年限を6年とする。また、博士後期課程にあつては6年とし、その最長在学年限を8年とする。

第5条 本大学院に次の研究科を置く。それぞれの研究科に置く専攻と専攻の目的は次のとおりである。

文学研究科

(1) 文学言語教育専攻（博士前期課程）は、日本及び英米に関する文学・言語学・言語教育学を領域とする知識や理論、技能を涵養し、優れた研究能力や実践的な能力を養うことにより、研究・教育をはじめ専門性を有する分野で活躍し得る有為な人材の育成を目的とする。

(2) 文学言語学専攻（博士後期課程）は、日本及び英米に関する文学・語学・言語教育学について、高い学識の修得並びに高度な専門的研究能力を涵養し、研究・教育をはじめ高度の専門性を有する諸関連分野で活躍し得る有為な人材の育成を目的とする。

生活機構研究科

(1) 生活文化研究専攻（修士課程）は、多岐にわたる生活文化に関して高度で知的な素養を持ち、研究、教育及び社会的活動を通して、知識基盤社会を多様に支える人材の養成を目的とする。

(2) 心理学専攻（修士課程）は、心理学諸領域（認知・発達・社会・臨床など）に関わる専門的知識と技能を修得した人材の養成を目的とする。

(3) 人間教育学専攻（修士課程）は、人格的豊かさをもち、社会や子どもの変化に的確に対応できる専門的知識と技能を修得し、高度の実践的指導力を身につけた人材の養成を目的とする。

(4) 福祉社会研究専攻（修士課程）は、現代社会の諸課題を解明すると共に、より良い福祉社会を創っていくために必要な価値観・理論・実践力を修得した人材の養成を目的とする。

(5) 環境デザイン研究専攻（修士課程）は、工学から芸術・人文系に至る幅広い学問体系を有する専攻として、服飾・インテリア・建築等生活に関わる広い環境を対象としたデザインの分野で研究・実践する人材の養成を目的とする。

(6) 生活科学研究専攻（修士課程）は、ヒトの生命の営みを、生活を取り巻く食環境とそのライフステージとの関連から解明し、食行動と健康増進に関連するテーマを多角的に研究する人材の養成を目的とする。

(7) 生活機構学専攻（博士後期課程）は、幅広い分野における人間の生活に関する総合科学の研究を自律的に行うことのできる高度の研究者・専門職の人材養成を目的とする。

2 各研究科にそれぞれ次の表の専攻、課程をおき、修士課程、博士課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の区分
------	-----	-------

文学研究科	文学言語教育専攻	博士前期課程
	文学言語学専攻	博士後期課程
生活機構研究科	生活文化研究専攻	修士課程
	心理学専攻	
	人間教育学専攻	
	生活科学研究専攻	
	環境デザイン研究専攻	
	福祉社会研究専攻	
	生活機構学専攻	博士後期課程

3 文学研究科文学言語教育専攻博士前期課程は、主として実務の経験を有する者に対して、標準修業年限を1年とする英語教育専修コースを併せ置く。

4 生活機構研究科生活文化研究専攻修士課程は、主として実務の経験を有する者に対して、標準修業年限を1年とする1年制コースを併せ置く。

第6条 各研究科、各専攻の学生入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員			収容定員		
		博士前期 課程・ 修士課程	博士後期 課程	合計	博士前期 課程・ 修士課程	博士後期 課程	合計
文学研究 科	文学言語教育専攻	15名	—	15名	30名	—	30名
	文学言語学専攻	—	5名	5名	—	15名	15名
	計	15名	5名	20名	30名	15名	45名
生活機構 研究科	生活文化研究専攻	10名	—	10名	20名	—	20名
	心理学専攻	20名	—	20名	40名	—	40名
	人間教育学専攻	10名	—	10名	20名	—	20名
	生活科学研究専攻	5名	—	5名	10名	—	10名
	環境デザイン研究 専攻	5名	—	5名	10名	—	10名
	福祉社会研究専攻	5名	—	5名	10名	—	10名
	生活機構学専攻	—	5名	5名	—	15名	15名
	計	55名	5名	60名	110名	15名	125名
合計		70名	10名	80名	140名	30名	170名

第2章 教育方法及び授業科目の履修方法

第7条 本大学院の教育は、建学の精神に則り、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第8条 各研究科の授業科目及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

第9条 各研究科の学位論文の作成等に関する研究指導は、各研究科教授会において研究科長が定め、学長が決定する。

第10条 各研究科の授業科目の単位の計算方法は、昭和女子大学学則を準用する。

第11条 学生は、各自の研究分野を定め、その目的に適するように指導教員の指導により授業科目を履修するものとする。

第12条 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院の授業科目を、15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学院等に留学する場合、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国で履修する場合、大学院等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設で文部科学大臣が別に指定する当該教育課程における授業を我が国において履修する場合について同様とする。

3 各研究科において教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本大学院に入学した後15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。ただし、転入学、再入学等の場合はその限りではない。

4 本条第1項から第3項により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第13条 授業科目を履修した者に対しては、考査のうえ、その合格者に所定の単位を与える。

第14条 各研究科において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院及び当該大学院付置研究所とあらかじめ協議のうえ、博士課程及び修士課程の学生が、当該研究所、当該大学院において必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

第15条 各研究科において教育上特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第16条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第3章 課程の修了要件及び学位

第17条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に標準修業年限以上在学し、本学則に定める授業科目について、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ適当と認められ、学長が承認するときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。なお、当該審査に関する審査方法は、第18条第1項から第5項までを準用する。

3 第12条第3項により本大学院において単位を修得したものとみなす場合で、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第18条 修士論文の審査及び最終試験は、各研究科長の定める審査委員がこれを行う。

2 前項の審査は、指導教員のほか、当該専攻の授業科目を担当する専任教員1名以上を加える。

3 審査委員は、論文審査及び最終試験実施のうえ、その評価に関する意見を記載した審査報告書を各研究科教授会に提出しなければならない。

4 各研究科教授会は、各審査委員から提出された審査報告書に基づいて協議のうえ、審査の結果を学長に報告するものとする。

5 学長は、各研究科教授会から提出された修士論文の審査及び最終試験の結果に基づいて、合格、不合格を決定する。

第19条 博士後期課程の修了要件は、本大学院に3年以上在学し、本学則に定める授業科目について、文学研究科は20単位以上、生活機構研究科は16単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、第17条第1項た

し書の規定による在学期間をもって修士課程及び博士前期課程を修了した者の在学期間は、大学院に3年（修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

- 3 学校教育法施行規則第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了要件は、第1項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

第20条 博士論文の審査及び最終試験は、第18条第1項から第5項までを準用する。

第21条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程名	授与学位
文学研究科	文学言語教育専攻 (英語教育専修コースを除く)	博士前期課程	修士（文学）
	文学言語教育専攻 (英語教育専修コース)		修士（英語教育）
	文学言語学専攻	博士後期課程	博士（文学）
生活機構研究科	生活文化研究専攻	修士課程	修士（学術）
	心理学専攻		修士（学術）
	人間教育学専攻		修士（学術）
	生活科学研究専攻（食・栄養コース）		修士（学術）
	生活科学研究専攻（実践栄養コース）		修士（栄養）
	環境デザイン研究専攻		修士（学術）
	福祉社会研究専攻		修士（学術）
	生活機構学専攻	博士後期課程	博士（学術）

- 2 本大学院において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

- 3 第19条の規定によらないで、本大学院に論文を提出して博士の学位を請求し、所定の審査及び試験に合格した者に博士の学位を授与する。

- 4 学位授与に必要な事項は、昭和女子大学学位規則に定める。

第22条 高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状の所要資格を得よ

うとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院各研究科修士課程及び博士前期課程において、当該所要資格を取得できる高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状の免許教科は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	免許状の種類	免許教科	免許状の種類	免許教科
文学研究科	文学言語教育専攻	中学校教諭専修免許状	国語 外国語（英語）	高等学校教諭専修免許状	国語 外国語（英語）
生活機構研究科	生活文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	社会	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	心理学専攻	—	—	高等学校教諭専修免許状	公民
	人間教育学専攻	幼稚園教諭専修免許		小学校教諭専修免許	
	生活科学研究専攻	中学校教諭専修免許状	家庭	高等学校教諭専修免許状	家庭

第23条 心理学専攻において公認心理師の受験資格を取得しようとする者は、第17条の規定によるほか、公認心理師法及び同法施行規則に基づき本学が指定する授業科目の単位を修得しなければならない。授業科目の履修条件は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

第24条 本大学院の学年・学期及び休業日は、昭和女子大学学則を準用する。

第5章 入学、休学、退学及びその他

第25条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第26条 本大学院修士課程及び博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則第155条第1項により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもの
- (3) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

- (4) 学校教育法施行規則第160条により大学に3年以上在学した者に準ずる者であつて、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

第27条 本大学院博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
(2) 学校教育法施行規則第156条に定める修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められたもの

第28条 入学志願者は、次の書類に別表(2)に定める入学検定料を添えて申し込むものとする。

- (1) 本大学院所定の入学願書
(2) 出身大学長の発行する成績証明書及び卒業証明書（又は卒業見込み証明書）、博士後期課程入学志願者は出身大学院の学長の発行する成績証明書及び修了証明書（又は修了見込み証明書）
(3) 最近3か月以内の写真

第29条 本大学院の実施する入学選抜考査に合格し、別表(2)に定める、入学金を含めた所定の納入金を納めた者について、学長は入学を許可する。

2 前項の入学選抜考査の時期及び方法は、その都度定める。

第30条 入学を許可された者は、所定の期日までに本学所定の手続きを行わなければならない。

2 所定の期日までに本学所定の手続きを行わないときは、入学許可を取り消す。

第31条 外国人の入学に関する事項は、別にこれを定める。

第32条 本大学院の開設する1授業科目又は数授業科目を選択履修することを許可した者を科目等履修生とする。

2 科目等履修生として聴講を志望できる者は、第26条、第27条に規定する大学院入学資格を有する者とする。

3 科目等履修生の許可は学長が決定する。

4 科目等履修生の聴講料は、昭和女子大学学則を準用する。

5 科目等履修生に対しては、本条に規定するもののほか本学則の各条を準用する。ただし、第4条、第17条から第23条までの規定は、準用しない。

第33条 疾病その他、やむを得ない理由で学業を続けることができないときは、その理由を詳記し願い出て、休学することができる。

- 2 休学の期間は、1 か年以内とする。特にやむを得ない事情のある者には、休学の継続を許可することがある。ただし、その期間は3 か年以内とする。
- 3 休学の理由が止んだ時は、復学願を提出しなければならない。
- 4 休学者は、学期の始めに復学することができる。
- 5 休学の期間は、在学年数に通算しない。
- 6 疾病その他の理由により修学することが適当でないと認めるときは、学長が休学を命ずる。

第34条 退学したい者は、その事由を詳記し願い出て、学長の許可を得なければならない。

第35条 正当の理由で退学した者、若しくは学費未納により除籍となった者が再入学を願い出たときは、学期の始めに限り、審査のうえ学長がこれを許可することがある。ただし、最長在学年限の上限に達した者並びに再入学後に退学、除籍となった者は再入学できない。

第36条 他の大学院に転学しようとするときは、指導教員を経て学長の許可を得るものとする。

第37条 他の大学院生が本大学院に転学を希望するときは、学生収容定員に余裕のある場合に限り選考のうえ学長がこれを許可することがある。

第38条 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 長期履修学生に関することは、別に規定するもののほか、各章の規定を準用する。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第4条の最長在学年限にして修了できない者
- (2) 学費の滞納が3 か月以上におよび、督促を受けても納入しない者
- (3) 正当な理由なく、無届で3 か月以上連続欠席した者
- (4) 休学期間が通算3 か年を超えて復学できない者
- (5) 死亡した者

第6章 賞罰

第40条 本章に関する事項は、昭和女子大学学則を準用する。

第7章 授業料、貸給費、実験実習教材費及びその他の費用

第41条 学生の納入金は、授業料・施設設備金・実験実習教材費・厚生文化費とする。ただし、生活機構研究科生活文化研究専攻修士課程1年制コースの学生の納入金は単位授業料、基礎授業料とする。

2 各納入金の額は、別表(2)のとおりとする。

3 各納入金は、次の2期に分納する。

前期：4月30日まで

後期：10月31日まで

ただし、生活機構研究科生活文化研究専攻修士課程1年制コースの納入金は次の2期に分納する。

前期：5月31日まで

後期：11月30日まで

4 休学の場合は次のとおりとする。

(1) 学期の始めから休学する場合（入学と同時に休学を開始する場合を除く。）は、当該学期の納入金を免除し、在籍料として別表(2)に定める額を納入するものとする。

(2) 入学と同時に休学を開始する場合は、すでに納めた納入金は返金しない。

(3) 学期の途中から休学する場合は、当該学期の納入金を納めなければならない。

第42条 学業優秀にして、志操堅固な者には、一定の学資を給付又は貸与することがある。

2 学資の給付及び貸与に関する規程は、別に定める。

第43条 一旦納入した諸料金は、事情の如何にかかわらず返還しない。ただし、学期の始めから休学する者、又は前学期の日付をもって退学する者については、既に納入された当期学納金の全部又は所定の学納金との差額分を返還する。また、入学辞退者の授業料等返還に関する手続きについては、別に定める。

第8章 教員組織並びに運営

第44条 本大学院の授業科目の担当並びに研究指導の教員は、昭和女子大学の教授の中から学長が委嘱する。ただし、必要ある場合は、昭和女子大学の教授以外から委嘱することがある。

第45条 本大学院の管理、運営に関する重要事項を審議するため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第46条 各研究科に、学生の入学、修了及び学位の授与のほか、当該研究科の教育研究に関する重要事項を審議するため、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第47条 本大学院生活機構研究科に近代文化研究所、女性文化研究所、国際文化研究所、生活心理研究所及び女性健康科学研究所を附設する。

第48条 本学則の細則は、別に定める。

第49条 本学則は、変更の必要性がある場合、内容を変更することができる。

附 則

本学則は、昭和49年4月4日から実施する。

附 則

本学則は昭和50年4月1日から一部変更する。（第18条、第20条、第33条改訂）

附 則

本学則は昭和51年4月1日から一部変更する。（第33条改訂）

附 則

本学則は昭和52年4月1日から一部変更する。（第33条改訂）

附 則

本学則は昭和53年4月1日から一部変更する。（第33条改訂）

附 則

本学則は昭和54年4月1日から一部変更する。（第33条改訂）

附 則

本学則は昭和61年4月1日から一部変更する。（家政学研究科設置に伴う改訂）

附 則

本学則は昭和63年4月1日から一部変更する。（第18条、第20条、第33条改訂）

附 則

本学則は平成元年4月1日から一部変更する。（博士課程設置に伴う改訂）

附 則

本学則は平成2年4月1日から一部変更する。（大学院設置基準一部改正、教育職員免許法、同施行規則改正、教育課程一部改訂等に伴う改訂）

附 則

本学則は平成3年4月1日から一部変更する。（別表1 教育課程及び別表2 学納金の改訂）

附 則

本学則は平成4年4月1日から一部変更する。（大学院設置基準一部改正、学位規則一部改正、教育課程一部改訂、授業料等一部改訂）

ただし第18条及び別表2については、平成4年4月以前の入学者にも適用する。

附 則

本学則は平成5年4月1日から一部変更する。（家政学研究科を廃止して生活機構研究科修士課程の設置に伴う改訂）

ただし平成4年度以前入学の家政学研究科在学生には旧学則を適用する。

附 則

本学則は平成6年4月1日から一部変更する。（別表1 教育課程の一部改訂）

附 則

本学則は平成7年4月1日から一部変更する。（別表1 教育課程の一部改訂）

附 則

本学則は平成8年4月1日から一部変更する。（別表1 教育課程の一部改訂）

附 則

本学則は平成9年4月1日から一部変更する。（別表1 教育課程の一部改訂）

附 則

本学則は平成10年4月1日から一部変更する。（第6条改訂、別表1 教育課程の一部改訂）

附 則

本学則は平成11年4月1日から一部変更する。（別表1 教育課程の一部改訂）

附 則

本学則は平成12年4月1日から一部変更する。（第43条改訂、別表1 教育課程の一部改訂）

附 則

本学則は平成13年4月1日から一部変更する。（別表1 教育課程の一部改訂、別表2 授業料等一部改訂）

附 則

本学則は平成14年4月1日から一部変更する。（第38条改訂、別表1 教育課程の一部改訂）

附 則

本学則は平成15年4月1日から一部変更する。（別表1 教育課程の一部改訂）

附 則

本学則は平成16年4月1日から一部変更する。（別表1 教育課程の一部改訂）

附 則

本学則は平成17年4月1日から一部変更する。（第15条（教育方法の特例）、第18条第

5 項の追加（入学前の既修得単位等の認定）、第39条の削除、別表(1)教育課程の一部改定、別表(2)の改定、その他文言整備）

附 則

本学則は平成18年4月1日から一部変更する。（生活機構研究科福祉社会研究専攻設置、長期履修学生、別表(1)教育課程の一部改定、別表(2)の改定に伴う改訂）

附 則

本学則は平成19年4月1日から一部変更する。（生活機構研究科環境デザイン研究専攻設置に伴う改訂）別表(1)教育課程の一部改訂、別表(2)の改定に伴う改訂、第3条、第4条、第5条、第27条、第29条の改定、第16条(FD)追加）

附 則

本学則は平成20年4月1日から一部変更する。（生活機構研究科 人間教育学専攻設置に伴う改訂）別表(1)教育課程の一部改訂、別表(2)の改定に伴う改訂、（文学研究科 言語教育・コミュニケーション専攻博士後期課程設置に伴う改定）別表(1)教育課程の一部改訂、第5条、第6条、第19条の改定

附 則

本学則は平成21年4月1日から一部変更する。（学校教育法及び学校教育法施行規則改正に伴う改定、学位の表追加）

附 則

本学則は平成22年4月1日から一部変更する。（生活科学研究専攻の学位の変更）

附 則

本学則は平成23年4月1日から一部変更する。（別表(1)教育課程の一部改定、第33条第6項の追加）

附 則

本学則は平成24年4月1日から一部変更する。（別表(1)教育課程の一部改定）

附 則

本学則は平成25年4月1日から一部変更する。（文学研究科文学言語学専攻博士後期課程設置に伴う改定）

附 則

本学則は平成25年4月1日から施行する。日本文学専攻博士後期課程、英米文学専攻博士後期課程、言語教育・コミュニケーション専攻博士後期課程は平成25年度から募集を停止し、在学生がいなくなるのを待って廃止する。（日本文学専攻博士後期課程、英米文学

専攻博士後期課程、言語教育・コミュニケーション専攻博士後期課程の収容定員減員・募集停止)

附 則

本学則は平成26年4月1日から一部変更する。(別表(1)教育課程の一部改定)

附 則

本学則は平成26年4月1日から一部変更する。(英米文学専攻博士後期課程及び言語教育・コミュニケーション専攻博士後期課程の収容定員減員、日本文学専攻博士後期課程の廃止)

附 則

本学則は平成27年4月1日から一部変更する。(学校教育法改正に伴う条文の改定、英米文学専攻博士後期課程の廃止)

附 則

本学則は平成28年4月1日から一部変更する。(別表(1)教育課程の一部改定)

附 則

本学則は平成29年4月1日から一部変更する。(言語教育・コミュニケーション専攻博士後期課程の廃止)

附 則

本学則は平成30年4月1日から施行する(公認心理師の受験資格に関する条文の追加、休学時の納入金に関する改定)。ただし、第41条第6項の規定については、平成30年度在籍者かつ平成30年4月1日以降の休学者から適用する。

附 則

本学則は平成30年10月1日から施行する。(入学に関する条文の改定及び整備)

附 則

本学則は平成31年4月1日から一部変更する。(別表(1)教育課程の一部改定)

附 則

本学則は令和2年4月1日から施行する。(民法改正に伴う改正、条文整備)

附 則

本学則は令和3年4月1日から一部変更する。(生活機構研究科生活文化研究専攻修士課程、生活機構研究科福祉社会研究専攻修士課程の教育課程の一部変更に伴う関連条文の改定、別表(2)の改定)

附 則

本学則は令和３年４月１日から変更する。（除籍に関する変更、大学院設置基準改正に伴う条文の改定）

附 則

本学則は令和４年４月１日から一部変更する。（文学研究科言語教育・コミュニケーション専攻博士前期課程の教育課程の一部変更に伴う関連条文の改定、別表(2)の改定）

附 則

本学則は令和５年４月１日から施行する。（専門職大学院設置に伴う関連条文の改定、生活機構研究科福祉社会研究専攻修士課程の教育課程の一部変更に伴う関連条文の改定、別表（２）の改定）

附 則

本学則は令和５年４月１日から施行する。（学納金の納入期限、延納願及び返金に関する改定）

附 則

本学則は令和６年４月１日から施行する。（教職課程取り下げ、保証人の削除に伴う改定）

附 則

１．本学則は令和７年４月１日から施行する。ただし、文学研究科の収容定員は、第６条の規定にかかわらず、令和７年度は次のとおり定める。日本文学専攻博士前期課程、英米文学専攻博士前期課程、言語教育・コミュニケーション専攻博士前期課程は令和７年度から募集を停止し、在学生がいなくなるのを待って廃止する。（文学研究科文学言語教育専攻博士前期課程の設置並びに日本文学専攻博士前期課程、英米文学専攻博士前期課程及び言語教育・コミュニケーション専攻博士前期課程の収容定員減員・募集停止に伴う改定）

研究科名	専攻名	令和７年度	
		博士前期課程	博士後期課程
文学研究科	文学言語教育専攻	15名	—
	日本文学専攻	5名	—
	英米文学専攻	5名	—
	言語教育・コミュニケーション専攻	10名	—
	文学言語学専攻	—	15名
	計	35名	15名

２．前項の日本文学専攻博士前期課程については、在学生がいなくなったため、令和７年

4月24日をもって廃止する。

附 則

本学則（令和7年4月1日改正の附則の改正）は、令和7年4月24日から施行する。

（文学研究科日本文学専攻博士前期課程の廃止）

別表(1)
文学言語教育専攻 博士前期課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
総合研究		2
超域の探究論A		2
超域の探究論B		2
超域の探究論C		2
特別演習A		4
特別演習B		4
特別演習C		4
特別演習D		4
日本文学特殊研究A		4
日本文学特殊研究B		4
日本文学特殊研究C		4
日本文学特殊研究D		4
日本文学特殊研究E		4
中国文学特殊研究		4
日本文学演習AⅠ		4
日本文学演習AⅡ		4
日本文学演習BⅠ		4
日本文学演習BⅡ		4
日本文学演習CⅠ		4
日本文学演習CⅡ		4
日本文学演習DⅠ		4
日本文学演習DⅡ		4
日本語学特殊研究A		4
日本語学特殊研究B		4
日本語学演習Ⅰ		4
日本語学演習Ⅱ		4
英米文学特殊研究A		4
英米文学特殊研究B		4
英米文学演習A		4
英米文学演習B		4
英米文学演習C		4
英米文学演習D		4
英米文学演習E		4
英米文学演習F		4
英語学特殊研究A		4
英語学特殊研究B		4
英語学特殊研究C		4
英語学特殊研究D		4
英語学演習A		4
英語学演習B		4
英語学演習C		4
英語学演習D		4
英語学演習E		4
日本語教育学特殊研究A		4
日本語教育学特殊研究B		2
日本語教育学特殊研究C		2
日本語教育学特殊研究D		2
日本語教育学特殊研究E		2
日本語教育学特殊研究F		2
日本語教育学演習		4
日本語教授法演習A		2
日本語教授法演習B		2
日本語教育実習A		2
日本語教育実習B		2
英語教育学特殊研究A		2
英語教育学特殊研究B		2
英語教育学特殊研究C		2
英語教育学演習A		2
英語教育学演習B		2
英語教育学演習C		2
英語教育学演習D		2
英語教育学演習E		2
英語教育学演習F		2
英語教育学演習G		2
英語教育学演習H		2
計	0	212

文学言語学専攻 博士後期課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
日本文学特殊研究A		4
日本文学特殊研究B		4
日本文学特殊研究C		4
日本文学特殊研究D		4
日本文学特殊研究E		4
日本文学特殊研究F		4
日本文学演習Ⅰ		4
日本文学演習Ⅱ		4
日本文学演習Ⅲ		4
日本語学特殊研究		4
日本語学演習Ⅰ		4
日本語学演習Ⅱ		4
日本語学演習Ⅲ		4
日本文学特論		4
日本語学特論		4
英米文学特殊研究A		4
英米文学特殊研究B		4
英米文学演習Ⅰ		4
英米文学演習Ⅱ		4
英米文学演習Ⅲ		4
英語学特殊研究A		4
英語学特殊研究B		4
英語学特殊研究C		4
英語学特殊研究D		4
英語学演習Ⅰ		4
英語学演習Ⅱ		4
英語学演習Ⅲ		4
英米文学特論		4
英語学特論		4
第二言語習得		2
文化間コミュニケーション		2
質的・量的研究方法		2
日本語教育特殊研究A		4
日本語教育特殊研究B		4
日本語教育特殊研究C		4
日本語教育特殊研究D		4
日本語教育演習Ⅰ		4
日本語教育演習Ⅱ		4
日本語教育演習Ⅲ		4
日本語教育特論		4
英語教育特殊研究A		2
英語教育特殊研究B		2
英語教育特殊研究C		2
英語教育特殊研究E		2
英語教育特殊研究F		4
英語教育特殊研究G		2
英語教育特論		4
計	0	172

生活文化研究専攻 修士課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
考古学研究ⅠA		4
考古学研究ⅠB		4
考古学研究ⅠC		4
考古学研究ⅠD		4
埋蔵文化財行政学特論A		2
埋蔵文化財行政学特論B		2
埋蔵文化財調査法		2
地域文化研究ⅠA		4
地域文化研究ⅠB		4
地域文化研究ⅠC		4
地域文化研究ⅠD		4
美術研究ⅠA		4
美術研究ⅠB		4
美術研究ⅠC		4
歴史文化研究ⅠA		4
歴史文化研究ⅠB		4
歴史文化研究ⅠC		4
歴史文化研究ⅠD		4
歴史文化研究ⅠE		4
歴史文化研究ⅠF		2
歴史文化研究ⅠG		2
歴史文化研究ⅠH		2
歴史文化研究ⅠI		2
歴史文化研究ⅠJ		2
歴史文化研究ⅠK		2
歴史文化研究ⅠL		2
文化財研究(文化)ⅠA		4
文化財研究(文化)ⅠB		4
文化財研究(文化)ⅠC		4
文化財研究(文化)ⅠD		4
文化財研究(文化)ⅠE		4
生活文化基幹研究ⅠA(1年制)		4
生活文化基幹研究ⅠB(1年制)		4
考古学演習ⅠAa		4
考古学演習ⅠAb		4
考古学演習ⅠBa		4
考古学演習ⅠBb		4
考古学演習ⅠCa		4
考古学演習ⅠCb		4
地域文化演習ⅠBa		4
地域文化演習ⅠBb		4
地域文化演習ⅠCa		4
地域文化演習ⅠCb		4

生活文化研究専攻 修士課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
美術演習 I Aa		4
美術演習 I Ab		4
美術演習 I Ba		4
美術演習 I Bb		4
歴史文化演習 I Aa		4
歴史文化演習 I Ab		4
歴史文化演習 I Ba		4
歴史文化演習 I Bb		4
歴史文化演習 I Ca		4
歴史文化演習 I Cb		4
歴史文化演習 I Da		4
歴史文化演習 I Db		4
歴史文化演習 I E		2
歴史文化演習 I Fa		4
歴史文化演習 I Fb		4
文化財演習 I Aa		4
文化財演習 I Ab		4
生活文化基幹演習 I (1年制)		4
海外演習 I A		4
海外演習 I B		4
生活文化特別研究 I	8	
計	8	230

心理学専攻 心理学講座 修士課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
心理学統計法		2
心理学研究法		2
人格心理学研究		2
発達心理学研究A		2
発達心理学研究C		2
発達心理学研究D		2
発達臨床心理学研究		2
認知心理学研究A		2
認知心理学研究C		2
社会心理学研究A		2
社会心理学研究B		2
社会心理学研究C		2
社会心理学研究D		2
犯罪心理学研究		2
精神医学研究		2
障害児心理学研究		2
グループ・アプローチ研究		2
学校臨床心理学研究		2
心理学演習 I -1	4	
心理学演習 I -2	4	
心理学特別研究 I	8	
計	16	36

授業科目	単位数	
	必修	選択
臨床心理学特論A	2	
臨床心理学特論B	2	
臨床心理面接特論A[略記]	2	
臨床心理面接特論B	2	
臨床心理査定演習A[略記]	2	
臨床心理査定演習B	2	
臨床心理基礎実習Ⅰ	1	
臨床心理基礎実習Ⅱ	1	
臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習A)	1	
臨床心理実習Ⅱ	1	
心理学統計法		2
心理学研究法		2
人格心理学研究		2
発達心理学研究A		2
発達心理学研究C		2
発達心理学研究D		2
発達臨床心理学研究[略記]		2
認知心理学研究A		2
認知心理学研究C		2
社会心理学研究A[略記]		2
社会心理学研究B		2
社会心理学研究C		2
社会心理学研究D[略記]		2
犯罪心理学研究[略記]		2
精神医学研究[略記]		2
障害児心理学研究		2
精神分析学研究		2
家族療法研究		2
グループ・アプローチ研究[略記]		2
学校臨床心理学研究[略記]		2
心理実践実習B		2
心理支援総合研究		2
心理学演習Ⅰ-1	4	
心理学演習Ⅰ-2	4	
心理学特別研究Ⅰ	8	
計	32	44

福祉社会研究専攻 修士課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
ソーシャルワーク研究Ⅰ		4
ソーシャルワーク演習Ⅰ 1		2
ソーシャルワーク演習Ⅰ 2		2
法と社会福祉研究Ⅰ		4
地域福祉研究Ⅰ		4
スーパービジョン研究Ⅰ		4
医療福祉研究Ⅰ		4
医療福祉演習Ⅰ 1		2
医療福祉演習Ⅰ 2		2
児童家庭福祉研究Ⅰ		4
児童家庭福祉演習Ⅰ 1		2
児童家庭福祉演習Ⅰ 2		2
障害者福祉研究Ⅰ		4
障害者福祉演習Ⅰ 1		2
障害者福祉演習Ⅰ 2		2
高齢者福祉研究Ⅰ		4
家族社会研究Ⅰ		4
家族社会演習Ⅰ 1		2
家族社会演習Ⅰ 2		2
労働とジェンダー研究Ⅰ		2
生活福祉経営研究Ⅰ		4
生活福祉経営演習Ⅰ 1		2
生活福祉経営演習Ⅰ 2		2
現代生活経営研究Ⅰ		4
現代生活経営演習Ⅰ 1		2
現代生活経営演習Ⅰ 2		2
グローバリゼーションの社会学研究Ⅰ		4
地域社会研究Ⅰ		4
地域社会演習Ⅰ 1		2
地域社会演習Ⅰ 2		2
都市社会研究Ⅰ		4
都市社会演習Ⅰ 1		2
都市社会演習Ⅰ 2		2
比較教育社会学研究Ⅰ		4
比較教育社会学演習Ⅰ 1		2
比較教育社会学演習Ⅰ 2		2
社会学方法論研究Ⅰ		4
社会文化研究Ⅰ		4
社会文化演習Ⅰ 1		2
社会文化演習Ⅰ 2		2
情報社会研究Ⅰ		4
ソーシャルネットワーク研究Ⅰ		4
ソーシャルネットワーク演習Ⅰ 1		2
ソーシャルネットワーク演習Ⅰ 2		2
福祉社会特別研究Ⅰ	8	
計	8	126

人間教育学専攻 修士課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
幼児教育研究A I 1		2
幼児教育研究A I 2		2
幼児教育研究B I 1		2
幼児教育研究B I 2		2
幼児教育研究C I 1		2
幼児教育研究C I 2		2
音楽表現教育研究 I 1		2
音楽表現教育研究 I 2		2
造形表現教育研究 I 1		2
造形表現教育研究 I 2		2
国語教育研究 I 1		2
国語教育研究 I 2		2
算数教育研究 I 1		2
算数教育研究 I 2		2
理科教育研究 I 1		2
理科教育研究 I 2		2
音楽教育研究 I 1		2
音楽教育研究 I 2		2
図画工作教育研究 I 1		2
図画工作教育研究 I 2		2
食育・栄養教育研究 I 1		2
食育・栄養教育研究 I 2		2
児童英語教育研究 I 1		2
児童英語教育研究 I 2		2
臨床発達心理学研究 I 1		2
臨床発達心理学研究 I 2		2
メディア教育研究 I 1		2
メディア教育研究 I 2		2
発達教育心理学研究 I 1		2
発達教育心理学研究 I 2		2
学校教育実践研究 I 1		2
学校教育実践研究 I 2		2
比較教育社会学研究 I 1		2
比較教育社会学研究 I 2		2
教育経営研究 I 1		2
教育経営研究 I 2		2
教育研究実践演習 I		2
教育学演習 I -1	4	
教育学演習 I -2	4	
教育学特別研究 I	8	
計	16	74

環境デザイン研究専攻 修士課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
建築計画研究ⅠA		4
建築計画研究ⅠB		4
居住様式研究Ⅰ		4
環境計画研究Ⅰ		4
建築構法材料研究Ⅰ		4
材料科学研究Ⅰ		4
建築史研究Ⅰ		4
環境デザイン研究Ⅰ		4
ランドスケープデザイン研究Ⅰ		4
構造設計特論		4
建築生産計画論		4
設計製図Ⅳ(インターンシップ)		2
設計製図Ⅴ(インターンシップ)		2
デザイン実務演習(M)A1(インターンシップ)		8
デザイン実務演習(M)A2(インターンシップ)		8
デザイン実務演習(M)B(インターンシップ)		4
設計演習		4
意匠計画研究ⅠA		4
意匠計画研究ⅠB		4
意匠計画研究ⅠC		4
意匠計画演習Ⅰ		2
ファッションデザイン研究ⅠA		4
ファッションデザイン研究ⅠB		4
ファッションデザイン研究ⅠC		4
ファッションデザイン研究ⅠD		4
ファッションデザイン演習(M)1		2
ファッションデザイン演習(M)2		2
デザイン企画研究ⅠA		4
デザイン企画研究ⅠB		4
デザイン企画研究ⅠC		4
デザイン企画研究ⅠD		4
デザイン実務演習(M)C(インターンシップ)		4
デザイン実務演習(M)D(インターンシップ)		4
環境科学演習Ⅰ-1		2
環境科学演習Ⅰ-2		2
環境科学特別研究Ⅰ(論文)		8
環境科学特別研究Ⅰ(設計)		8
環境科学特別研究Ⅰ(制作)		8
計	0	158

生活科学研究専攻 修士課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
生活科学総合研究	2	
食品材料機能開発 I		4
食品材料機能解析研究 I A		4
食品材料科学 I A		4
食品材料科学 I B		4
調理機能研究 I		4
食品安全解析研究 I A		4
食品安全解析研究 I B		4
流通機能解析研究 I		4
食品機能解析演習 I		2
食品機能解析実験 I		2
栄養・生化学研究 I A		4
栄養・生化学研究 I B		4
栄養・生化学研究 I C		4
生理・生化学研究 I		4
栄養生理・生化学演習 I		2
栄養生理・生化学実験 I		2
栄養食品成分機能解析研究 I A		4
栄養食品成分機能解析研究 I B		4
生体調節・栄養生理研究 I A		4
生体調節・栄養生理研究 I B		4
生体システム研究 I A		4
生体システム研究 I B		4
生体システム研究 I C		4
栄養生理機能解析演習 I		2
栄養生理機能解析実験 I		2
食・栄養特別研究 I	8	
臨床栄養研究 I A		4
臨床栄養研究 I B		4
臨床栄養研究 I C		4
臨床栄養演習 I A		2
臨床栄養演習 I B		2
栄養教育評価研究 I		4
公衆栄養研究 I A		4
公衆栄養研究 I B		4
給食経営管理研究 I A		4
給食経営管理研究 I B		4
食育・栄養疫学研究 I		4
公衆衛生研究 I		4
公衆栄養演習 I A		2
公衆栄養演習 I B		2
実践栄養特別研究 I	8	
計	18	136

生活機構学専攻 博士後期課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
生活機構学総合研究	2	
生活文化研究ⅡA		4
生活文化研究ⅡB		4
生活文化研究ⅡC		4
生活文化研究ⅡD		4
生活文化研究ⅡE		4
生活文化研究ⅡF		4
生活文化演習Ⅱ-1		2
生活文化演習Ⅱ-2		2
生活文化演習Ⅱ-3		2
生活文化特別研究Ⅱ		4
臨床心理研究ⅡA		4
臨床心理研究ⅡB		4
社会心理研究ⅡA		4
社会心理研究ⅡB		4
発達臨床心理研究ⅡA		4
発達臨床心理研究ⅡB		4
認知発達心理研究Ⅱ		4
認知心理研究Ⅱ		4
心理学演習Ⅱ-1		2
心理学演習Ⅱ-2		2
心理学演習Ⅱ-3		2
心理学特別研究Ⅱ		4
児童福祉研究Ⅱ		4
言語社会研究Ⅱ		4
現代生活経営研究Ⅱ		4
生活福祉経営研究Ⅱ		4
ソーシャルワーク研究Ⅱ		4
比較教育社会学研究Ⅱ		4
福祉社会演習Ⅱ-1		2
福祉社会演習Ⅱ-2		2
福祉社会演習Ⅱ-3		2
福祉社会特別研究Ⅱ		4
道德教育研究Ⅱ		4
理科教育研究Ⅱ		4
音楽教育研究Ⅱ		4
教育実践研究Ⅱ		4
臨床発達心理学研究Ⅱ		4
発達教育心理学研究Ⅱ		4
教育学演習Ⅱ-1		2
教育学演習Ⅱ-2		2
教育学演習Ⅱ-3		2
教育学特別研究Ⅱ		4
建築計画研究Ⅱ		4

生活機構学専攻 博士後期課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
建築史研究Ⅱ		4
建築意匠研究Ⅱ		4
材料科学研究Ⅱ		4
繊維材料研究Ⅱ		4
ファッションデザイン研究ⅡA		4
被服造形科学研究Ⅱ		4
環境科学演習Ⅱ-1		2
環境科学演習Ⅱ-2		2
環境科学演習Ⅱ-3		2
環境科学特別研究Ⅱ		4
食品素材研究Ⅱ		4
食品材料機能開発Ⅱ		4
食品材料機能解析研究Ⅱ		4
食品材料科学Ⅱ		4
栄養・生化学研究Ⅱ		4
栄養生理研究Ⅱ		4
食品機能成分研究Ⅱ		4
臨床栄養研究Ⅱ		4
生体システム研究Ⅱ		4
調理機能研究Ⅱ		4
食品安全解析研究Ⅱ		4
流通機能研究Ⅱ		4
健康科学演習Ⅱ-1		2
健康科学演習Ⅱ-2		2
健康科学演習Ⅱ-3		2
健康科学特別研究Ⅱ		4
生活機構学演習Ⅱ-4		2
生活機構学演習Ⅱ-5		2
生活機構学演習Ⅱ-6		2
計	2	246

別表(2)

大学院の学納金

1. [2025年度(令和7年度)の入学者]

A. 本学出身者 (単位:円)

		入学金	施設設備金 (半年分)	授業料 (半年分)	実験実習 教材費 (半年分)	厚生文化費 (半年分)	入学時 納入額	後期 納入額	年間 納入総額
文 学 研 究 科	文学言語教育専攻	0	57,500	375,300	7,500	2,500	442,800	442,800	885,600
	文学言語学専攻	0	57,500	375,300	7,500	2,500	442,800	442,800	885,600
生 活 機 構 研 究 科	生活文化研究専攻	0	57,500	390,300	7,500	2,500	457,800	457,800	915,600
	心理学専攻	0	57,500	390,300	15,000	2,500	465,300	465,300	930,600
	福祉社会研究専攻	0	57,500	390,300	7,500	2,500	457,800	457,800	915,600
	人間教育学専攻	0	57,500	390,300	7,500	2,500	457,800	457,800	915,600
	環境デザイン研究専攻	0	57,500	405,300	30,000	2,500	495,300	495,300	990,600
	生活科学研究専攻	0	57,500	405,300	30,000	2,500	495,300	495,300	990,600
	生活機構学専攻	0	57,500	381,300	9,000	2,500	450,300	450,300	900,600

- (注) 1. 学費は専攻ごとに入学年度で定められ、修了年次までのスライド制とする。
2. 休学の場合、在籍料として半期90,000円を納入する。
3. 再入学の場合、手数料として入学検定料相当額を徴収する。

B. 他学出身者 (単位:円)

		入学金	施設設備金 (半年分)	授業料 (半年分)	実験実習 教材費 (半年分)	厚生文化費 (半年分)	入学時 納入額	後期 納入額	年間 納入総額
文 学 研 究 科	文学言語教育専攻	100,000	57,500	375,300	7,500	2,500	542,800	442,800	985,600
	文学言語学専攻	100,000	57,500	375,300	7,500	2,500	542,800	442,800	985,600
生 活 機 構 研 究 科	生活文化研究専攻	100,000	57,500	390,300	7,500	2,500	557,800	457,800	1,015,600
	心理学専攻	100,000	57,500	390,300	15,000	2,500	565,300	465,300	1,030,600
	福祉社会研究専攻	100,000	57,500	390,300	7,500	2,500	557,800	457,800	1,015,600
	人間教育学専攻	100,000	57,500	390,300	7,500	2,500	557,800	457,800	1,015,600
	環境デザイン研究専攻	100,000	57,500	405,300	30,000	2,500	595,300	495,300	1,090,600
	生活科学研究専攻	100,000	57,500	405,300	30,000	2,500	595,300	495,300	1,090,600
	生活機構学専攻	100,000	57,500	381,300	9,000	2,500	550,300	450,300	1,000,600

- (注) 1. 学費は専攻ごとに入学年度で定められ、修了年次までのスライド制とする。
2. 修了年次後期に、光葉同窓会費20,000円を納入する。
3. 休学の場合、在籍料として半期90,000円を納入する。
4. 再入学の場合、手数料として入学検定料相当額を徴収する。

2. [2025年度(令和7年度)文学研究科文学言語教育専攻英語教育専修コースの入学者] (単位:円)

		入学金	施設設備金 (半年分)	授業料 (半年分)	実験実習 教材費 (半年分)	入学時 納入額	後期 納入額	年間 納入総額
文 学 研 究 科	文学言語教育専攻専攻 英語教育専修コース	100,000	57,500	552,400	7,500	717,400	617,400	1,334,800

- (注) 1. 本学出身者の入学金は0円とする。
2. 休学の場合、在籍料として半期90,000円を納入する。
3. 修了年次後期に、光葉同窓会費20,000円を納入する。(本学出身者を除く)

3. [2025年度(令和7年度)生活機構研究科生活文化研究専攻1年制コースの入学者] (単位:円)

		入学金	基礎 授業料 (半年分)	単位 授業料
生 活 機 構 研 究 科	生活文化研究専攻 1年制コース	100,000	100,000	45,000/単位

- (注) 1. 本学出身者の入学金は0円とする。
2. 基礎授業料、単位授業料は、年度毎に定める。
3. 単位授業料は履修登録した単位分を納入する。基礎授業料は2年目以降も在籍する場合は表に定める金額を納入する。
4. 単位を必要としない履修(聴講)は科目等履修生の聴講料の半額(1単位12,000円)を単位分納入する。
5. 休学の場合、在籍料として半期90,000円を納入する。
6. 修了年次後期に、光葉同窓会費20,000円を納入する。(本学出身者を除く)

4. [2021年度(令和3年度)～2024年度(令和6年度)の入学者] (単位:円)

		施設設備金 (半年分)	授業料 (半年分)	実験実習 教材費 (半年分)	厚生文化費 (半年分)	前期 納入額	後期 納入額	年間 納入総額
文 学 研 究 科	日本文学専攻	57,500	375,300	7,500	2,500	442,800	442,800	885,600
	英米文学専攻	57,500	375,300	5,000	2,500	440,300	440,300	880,600
	言語教育・コミュニケーション専攻	57,500	375,300	7,500	2,500	442,800	442,800	885,600
	文学言語学専攻	57,500	375,300	7,500	2,500	442,800	442,800	885,600
生 活 機 構 研 究 科	生活文化研究専攻	57,500	390,300	7,500	2,500	457,800	457,800	915,600
	心理学専攻	57,500	390,300	15,000	2,500	465,300	465,300	930,600
	福祉社会研究専攻	57,500	390,300	7,500	2,500	457,800	457,800	915,600
	人間教育学専攻	57,500	390,300	7,500	2,500	457,800	457,800	915,600
	環境デザイン研究専攻	57,500	405,300	30,000	2,500	495,300	495,300	990,600
	生活科学研究専攻	57,500	405,300	30,000	2,500	495,300	495,300	990,600
	生活機構学専攻	57,500	381,300	9,000	2,500	450,300	450,300	900,600

- (注) 1. 学費は専攻ごとに入学年度で定められ、修了年次までのスライド制とする。
2. 修了年次後期に、光葉同窓会費20,000円を納入する。(本学出身者を除く)
3. 休学の場合、在籍料として半期90,000円を納入する。
4. 再入学の場合、手数料として入学検定料相当額を徴収する。

別表（２）検定料

試験名	院・学部別	検定料
大学院入試 （学内推薦・一般・社会人・留学生）	大学院	35,000 円